

公立保育所の今後の運営に関する基本方針

令和 2 年 1 月

狹山市

福祉こども部保育幼稚園課

【 目 次 】

1. 背景と目的	1
2. 本市の保育の状況	1
(1) 保育所の開設状況	1
(2) 保育ニーズの状況	2
3. 公立保育所と民間保育施設のこれまでの役割り	2
4. 公立保育所の今後のあり方	2
(1) 公立保育所の基幹型保育所としての位置付け	2
(2) 基幹型保育所の役割	3
(3) 提供区域ごとの基幹型保育所の位置付け	4
5. 基幹型保育所の設置・運営に関する今後の進め方	5
(1) 入曽地区子育て支援拠点に移転整備される水野保育所について	5
(2) 水野保育所以外の基幹型保育所について	5
【資料1】	
「教育・保育の提供区域」と就学前の教育・保育施設の配置図	6
【資料2】	
狹山市の保育施設	7

公立保育所の今後の運営に関する基本方針

1. 背景と目的

現在、本市では、「狭山市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「ともに支えあい、元気で安心して子育て・子育てができるまち さやま」を基本理念として、教育・福祉・保健・まちづくりなど多様な分野にわたる施策を展開しています。

中でも、女性の社会進出を背景に、仕事と子育ての両立支援に関するニーズは高まっており、その中核となる保育を中心とした子育て支援施策の重要性が増しています。

また、これに伴い、従来の「子どもは家庭が育てる」という概念が変化し、「子どもは社会が育てる」という考え方が広まり、支えあうことができる地域づくりが必要となり、公立保育所、民間保育施設がそれぞれの特色を活かして保育サービスの充実に取り組んでいるところです。

このような社会情勢の中で、保育所を取り巻く環境は大きく変化し、入所している子どもの保育だけでなく、保護者への支援、地域の子育て支援を行うことが保育所の重要な役割となっております。

特に公立保育所については、組織的な基盤を背景として蓄積してきた専門知識やノウハウ等を更に充実させ、狭山市全体の保育及び子育て支援の質の向上を図ることが求められています。よって、時代のニーズに合わせ、公立保育所の役割を明確にするとともに、地域に根差した保育所として、その機能の充実に努めるため今後の公立保育所の運営に関する基本方針を定めるものです。

2. 本市の保育の状況

(1) 保育所の開設状況

平成31年4月1日現在、市内には公立保育所8園、民間保育園13園、認定こども園5園、地域型保育事業所9園があり、定員は公立保育所810人、民間保育園960人、認定こども園445人、地域型保育事業所151人、全体で2,366人となっています。

公立保育所は、昭和41年4月に柏原保育所が開園して以降、昭和57年5月に広瀬保育所が開園するまで、9園が開園しています。その後、入曽乳児保育所が開園し、祇園保育所の運営が指定管理者に移行しています。

また、民間保育園は、昭和28年4月に富士見保育園が開園してから現在まで、認定こども園と合わせ18園が開園しています。

(2) 保育ニーズの状況

就学前人口は減少傾向にあるなかでも、保育の申し込み件数は、平成27年度2,152人であったのに対し、令和元年度2,441人と増加しています。

今後においても育児をしている女性の就業率の上昇を考慮すると、令和6年度まで、段階的に保育の申し込み件数は増えると予測します。

また、平成31年4月1日現在の待機児童数は42人となっており依然として待機児童は解消しておらず、年齢別では、0歳児が3人、1歳児が20人、2歳児が6人、3歳児が9人、4歳児が3人、5歳児が1人と0歳児から2歳児の乳幼児の割合が高い傾向にあります。

3. 公立保育所と民間保育施設のこれまでの役割り

本市の公立保育所は、昭和40年代後半からの人口の増加に伴って、順次整備され、「子育て支援」を担う施設としての役割を果たしてきました。

平成の時代になると、少子化対策を含めた仕事と子育ての両立支援のための環境整備が保育施設に求められるようになり、保育時間の延長、産前産後の保育などの新たな役割を持った施設が必要とされ、こうした中で様々な特徴を持った民間保育施設が整備されてきたところです。

また、保育制度もそれまでの「措置」から「契約」に変わったことで、利用者の意識も地域とのかかわりやライフスタイルに合わせて施設を選択するといったものに変化してきています。

こうした経緯のなかで、公立保育所は、現在8園あり、その内7園が直営となっていますが、保育士の勤続年数の長さによる安定性、継承性の他に、青い実学園や総合子育て支援センター等の公立施設との連携性が強みとなっており、困難ケースへの対応支援、障害児の受け入れ等の役割を担っています。

一方、民間保育施設は、事業者としての保育理念や特徴を生かした保育の多様性、独自性の強みの他に、早期の施設整備が可能であるという機動性という強みがあることから、待機児童の解消に向けた新たな施設整備の役割を担っており、待機児童対策として、平成15年度以降、認定こども園及び民間保育園が11園、地域型保育事業所が9園開園しています。今後も、市は、民間保育施設の事業の継続性に配慮し、安定して事業を運営できるよう支援します。

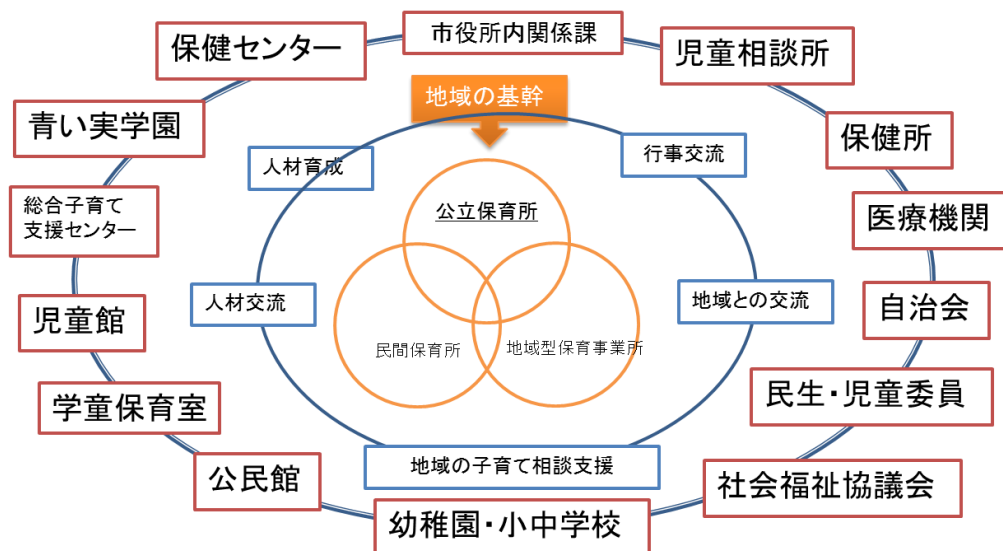
4. 公立保育所の今後のあり方

(1) 公立保育所の基幹型保育所としての位置付け

「狭山市子ども・子育て支援事業計画」で定める「教育・保育の提供区域」（以下「提供区域」という。）ごとに1施設ずつ、地域の子育て支援の中核としての

役割を担う基幹型保育所として位置付けます。

なお、基幹型保育所は保育行政の中心を担うものであり、運営は市の直営とします。



(2) 基幹型保育所の役割

基幹型保育所は、地域の他の子育て支援施設（児童館や子育てプレイス等）との複合化を念頭に、相談機能の充実や地域連携の強化を図り、保育と子育て支援機能を合わせ持つ保育所として以下の内容を実施します。

ア 民間保育施設、認可外保育施設との協働による地域の保育の質の向上

公立保育所が有する経験や実績、ノウハウをさらに充実させるとともに、地域の保育施設及び関係機関とのネットワークの調整役となり、民間保育施設、認可外保育施設等との連携・協働を通じた人材の育成、保育の質の向上に取り組めます。

《具体的な取り組み》

- I 民間保育施設、認可外保育施設に対して、保育に関する日常的・継続的な相談支援、困難ケースの対応支援により保育人材の育成を行う。
- II 民間保育施設、認可外保育施設との意見交換、研修の計画・実施を通じて、市内保育施設の質の向上、子育て支援充実のため、保育施設連携を推進するネットワークを構築する。
- III 保育士資格を有しながら、保育の現場で就労していない人に、学び直しや実践の機会を提供する。

イ 保育のセーフティネット

障害児、医療的ケアが必要な児童及び配慮が必要な児童等の保育体制の充実を図るとともに、手厚い支援が必要な児童を民間保育施設が受け入れるた

めの支援を行い、併せて、児童の虐待防止に未然に取り組む「保育所の優先利用」にも引き続き対応し、セーフティネットとしての役割を強化していきます。

《具体的な取り組み》

- I 障害児の受け入れを拡充するとともに、民間保育施設が受け入れることを支援する。
- II 保健師又は看護師を配置し、医療的ケアが必要な児童を受け入れる。
- III 災害時の対応を強化（備蓄品の確保、地域児童・保護者等の一時避難受け入れ）する。

ウ 地域の子育て支援

行政が設置・運営する公立保育所は、他の公的機関や部署との連携が取りやすいことや、保育士などの専門職が常駐する施設であることから、保育所に通う児童、保護者への支援だけでなく、地域の在宅で子育てする家庭への支援を行うことも容易です。

そこで、地域の子育て支援施設との複合化により、新たに居場所づくりの場としての機能を持つとともに、相談機能の強化を図り、地域全体の子育て支援施設としての役割を担っていきます。

《具体的な取り組み》

- I 地域の子育て支援施設との複合化により子育て世代包括支援センター機能を付加し、妊娠期から小学校就学前までの子育て期まで切れ目のない支援を行う。
- II 在宅で子育てする家庭に対する相談支援を行う。
- III 保育を希望される家庭の相談支援、個別のニーズに合った様々な保育サービスの情報を提供する。
- IV 公開保育を実施する。
- V 育児講座を実施する。

(3) 提供区域ごとの基幹型保育所の位置付け

提供区域ごとに1園ずつ以下のとおり基幹型保育所に位置づけます。

なお、基幹型保育所として位置付けられた保育所については、地域の子育て支援の中核としての役割を担うことが必要なことから、今後、適地での建て替え等も検討します。

No.	教育・保育の提供区域	基幹型保育所	その他保育所
1	入間川・狭山台	狭山台南保育所	祇園保育所
2	入曽	水野保育所	山王保育所
3	堀兼・奥富・新狭山	新狭山保育所	
4	柏原・水富	広瀬保育所	① 柏原保育所 ② 笹井保育所

5. 基幹型保育所の設置・運営に関する今後の進め方

(1) 入曽地区子育て支援拠点に移転整備される水野保育所について

入曽提供区域に基幹型保育所として位置付ける水野保育所については、入間中学校跡地利活用により入曽地区子育て支援拠点として移転整備されることになります。この入曽地区子育て支援拠点は児童館及び子育てプレイスを併設するとともに、民間保育施設、認可外保育施設との協働による地域の保育の質の向上、保育のセーフティネット、地域の子育て支援などを担う施設となります。

また、基幹型保育所であることから、運営は市の直営となります。

(2) 水野保育所以外の基幹型保育所について

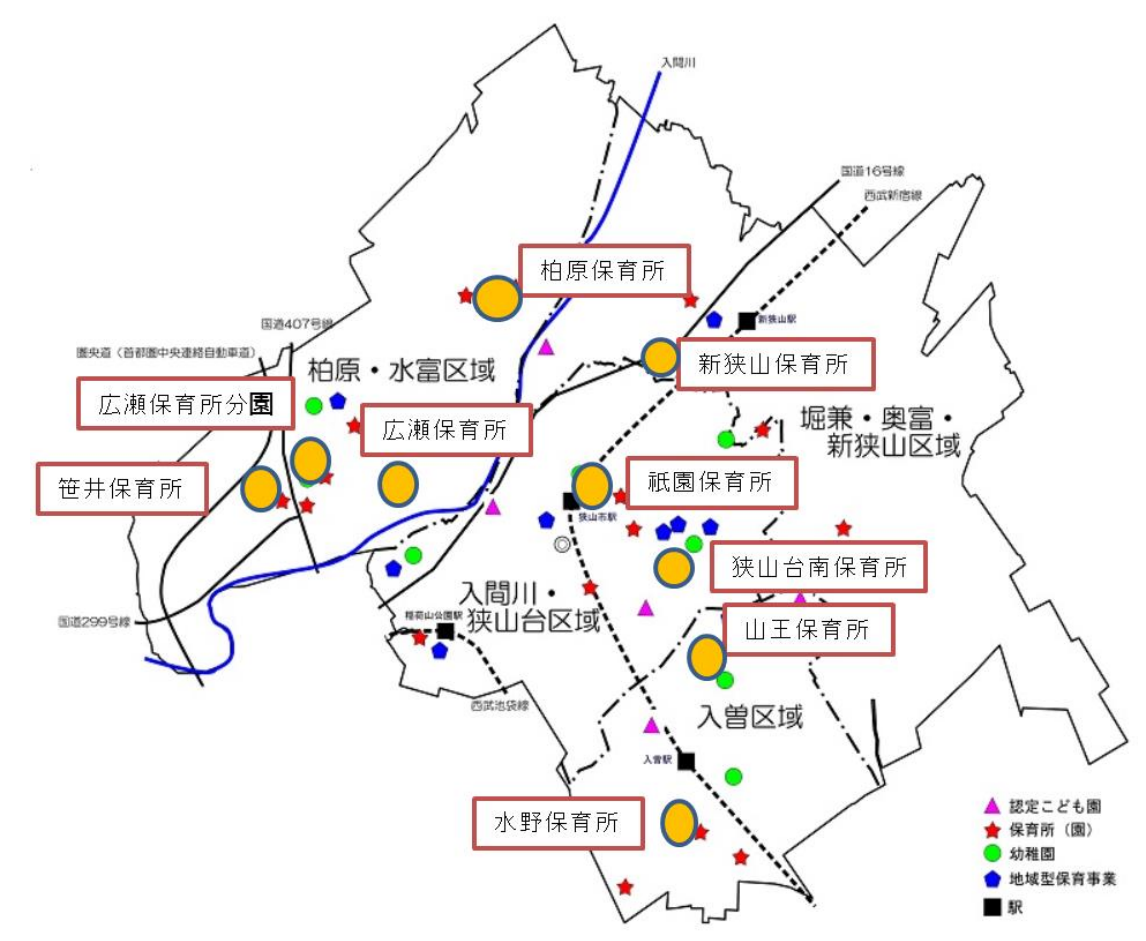
現下の社会情勢等を考慮すると、水野保育所以外の基幹型保育所となる各公立保育所の機能強化は喫緊の課題であることから、現存する保育所に人員配置などの体制整備を行った上で以下の役割を付加し、基幹型保育所として位置付けることとします。

なお、これらの保育所については、老朽化する園舎の建替え等の機会を捉え、提供区域内にある他の子育て支援施設と複合化することが必要なことから、狭山市公共施設再編計画を踏まえ、今後、改めて検討していくこととします。

《具体的な取り組み》

- I 民間保育施設に対する保育に関する相談支援、困難ケースの対応支援、意見交換
- II 保育の質の向上のための民間保育施設に対する研修の企画及び実施
- III 看護師の配置による障害児、医療的ケア児童の受け入れの充実
- IV 地域の子育て家庭を対象とする相談支援
- V 育児講座の実施 など

「教育・保育の提供区域」と就学前の教育・保育施設の配置図



No.	教育・保育の提供区域	住所地	保育所
1	入間川・狭山台	沢、狭山、入間川、入間川 1～4 丁目、鶺ノ木、稲荷山、祇園、中央、富士見、狭山台	祇園保育所 狭山台南保育所
2	入曽	北入曽、南入曽、水野	水野保育所 山王保育所
3	堀兼・奥富・新狭山	堀兼、上赤坂、中新田、青柳、加佐志、東三ツ木、上奥富、下奥富、柏原新田、新狭山	新狭山保育所
4	柏原・水富	柏原、上広瀬、広瀬台、下広瀬、広瀬、広瀬東、つつじ野、根岸、笹井	柏原保育所 笹井保育所 広瀬保育所

【狹山市の保育施設】

保育所

認可、認可外を含むすべての保育施設

○公立保育所

○民間保育施設

認可されている保育施設

民間保育園、認定こども園、地域型保育事業所

・民間保育園

県が認可した定員 20 名以上の 0 歳児から 5 歳児までの民間保育施設

・認定こども園

県が認可した幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ
0 歳児から 5 歳児までの単一の民間施設

・地域型保育事業所

市が認可した 0 歳児から 2 歳児までの定員 19 名以下の民間の保育施設

○認可外保育施設

県から認可を受けていない保育所と同等の施設
企業主導型保育施設、事業所内保育施設

保 育 所		
認可を受けている		認可を受けていない
公立保育所	民間保育施設 認定こども園 民間保育園 地域型保育事業所	認可外保育施設